

社会福祉法人若美福祉会 役員報酬等に関する規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人若美福祉会（以下「法人」という。）の役員（理事及び監事）、評議員、評議員選任・解任委員、苦情解決相談員及び業務相談員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報 酬)

第 2 条 役員等が職務を行った場合には、次のとおり報酬を支給する。

役員等	職務内容	日額
理 事	理事会等会議への出席 法人及び施設業務のための出務	5,000円
監 事	監事監査等への出席 法人及び施設業務のための出務	5,000円
評 議 員	評議員会への出席 法人及び施設業務のための出務	5,000円
評議員選任・解任委員	評議員選任・解任委員会への出席 法人及び施設業務のための出務	5,000円
苦情解決相談員	利用者の苦情相談に関する出務 法人及び施設業務のための出務	5,000円
業務相談員	職員の職務における悩み相談に関する出務 法人及び施設業務のための出務	5,000円

(退任功労金)

第 3 条 役員（理事及び監事）が退任したときは、退任功労金を支給する。

2 退任功労金の額は、次のとおりとする。

5,000円×役員在任年数（年未満月数は切捨て）

(職員給与との併給)

第 4 条 役員等で法人の職員を兼ね、給与を支給している者については、報酬及び退任功労金は支給しない。

(費用支給)

第 5 条 役員等が職務のための招集に応じ、又は出張をしたときは、法人旅費規程に基づき旅費を支給する。

(公表)

第 6 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

1. この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
2. 評議員選任・解任委員に対する報酬については、平成 29 年 3 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。